

横浜国立大学「持続可能なイノベーションを牽引するインクルーシブ・リーダーシップ養成プロジェクト」YNU-SPRING 学生募集要項 (令和7(2025)年度追加採用分)

国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)の令和6年度次世代研究者挑戦的研究プログラム事業に本学が提案した「持続可能なイノベーションを牽引するインクルーシブ・リーダーシップ養成プロジェクト(以下、本プロジェクト)」が採択されました。本学の博士課程後期学生を対象にYNU-SPRING学生を募集します。

1. 趣旨

我が国は少子化による人口激減という時代を迎えています。この人口動態の変化と研究者人口の低迷は、科学技術が国民生活に大きな影響を及ぼす時代にあっては大変深刻な問題です。今後、我が国が持続的に発展していくには、研究者・技術者人口を増やすと共に、高いレベルで諸科学に精通しながら社会の様々な分野・セクターで活躍する人材を多く輩出していくことが必要です。そこで、本学は、10年後そしてその先の未来も見据えて、意欲の高い学生が安心して博士課程後期で学べる環境を整え、多様なキャリアパスを選択できる自己表現力と、学術や社会の幅広い分野・セクターで国際的にも活躍できる高度な専門性を身につけ、我が国の持続可能なイノベーションを牽引する人材を多く輩出する大学を目指しています。このため、本学では、博士課程後期学生支援プロジェクトとして、インクルーシブ・リーダーシップにより持続可能なイノベーションを牽引する人材の養成に取り組むこととしました。

変化の激しい時代において持続的に発展する社会の実現を目指すには、従来型の強いリーダーよりも、イノベーションを創発するDEI&B(Diversity, Equity, Inclusion, and Belonging)の環境を醸成・構築できる能力を備え、多様な背景・個性を有するメンバーを包摂(Inclusion)しながら個性を活かして他者と協働し、新たな価値を創造するインクルーシブ・リーダーシップを有する人材の育成が重要です。本学では、こうした人材を本プロジェクトにより養成することにより、我が国の科学技術・イノベーションの持続的発展に貢献する人材を多く輩出する大学院教育を目指します。

本プロジェクトでは、「我が国の科学技術・イノベーション」に貢献する高い意欲を有し、本プロジェクトの趣旨を理解して、本プロジェクトで提供する科目を受講し、かつ、自らの研究能力とインクルーシブ・リーダーシップを有する人材としての素養を高めることに貪欲な学生を求めています。このような学生を本プロジェクトでは、『YNU-SPRING学生』として選抜し、奨学金等の支援をします。また、YNU-SPRING学生に選抜された折には、本プロジェクトが課す活動に必ず参加し、本プロジェクトが定める修了要件を満たし、修了審査を受けることを希求します。そして、本プロジェクトでは、国際性、学際性、キャリア開発、トランスファラブルスキル、インターシップに関わる科目群のコアプログラムと、国際多様性、社会多様性、学術多様性を発展的に伸ばすアドバンスプログラムを用意しています。YNU-SPRING学生には全てのコアプログラムを履修していただくとともに、アドバンスプログラムを一つ選択して履修し、最終的にYNU-SPRING副専攻プログラム修了が認定されます。

2. 支援内容

本プロジェクトでは、YNU-SPRING 学生に対し、以下の支援を行います。

(1) 経済支援

月額 18 万円（年額 216 万円）を研究奨励費（生活費相当額）として各個人に支給します。

(2) 研究支援

研究費として、年額 34 万円を配分します。

注 1：年度の途中で認定された学生の場合、認定初年度は研究費年額の 1/2 分の 1 に相当する額に、採用日が属する月から年度末の最終月までの月数を乗じて得た額を配分します。

注 2：年度の途中で標準修業年限に達する学生の場合、認定最終年度は研究費年額の 1/2 分の 1 に相当する額に、年度初めの月から支援期限日が属する月までの月数を乗じて得た額を配分します。

3. 支援期間

令和 8（2026）年 1 月 1 日※から最大 3 年間

ただし、標準修業年限を超える場合は、支援期間にかかわらず、以降の期間は支援の対象とはなりません。（例：令和 6 年 10 月入学生が認定された場合の支援期間は最大 1 年 9 か月となります。）

※日本国に入学していない学生については、入学を確認してから支援を開始します。

4. 募集人数

令和 6（2024）年 10 月以降入学の博士課程後期学生 4 名程度

なお、YNU-SPRING 学生を決定した後に辞退を申し出た者がいた場合、今回の申請者で選抜されなかった者のうちから次点者を繰り上げることがあります。

5. 申請資格

次の(1)から(5)の要件をすべて満たす者が申請することができます。

- (1) 令和 6（2024）年 10 月以降に横浜国立大学大学院博士課程後期に入学し、現在在学している者
- (2) 「我が国の科学技術・イノベーション」に貢献する高い意欲がある者
- (3) 本プロジェクトの趣旨を理解し、本プロジェクトで提供する科目を受講し、かつ、自らの研究能力とインクルーシブ・リーダーシップを有する人材としての素養を高めることに意欲がある者
- (4) 採用後、本プロジェクトが課す活動に必ず参加する意思を有する者
- (5) 本プロジェクトが定める修了要件を満たし、修了審査を受ける意思を有する者

ただし、下記に該当する者は申請資格を有しません。

- ①独立行政法人日本学術振興会の特別研究員として採用されている者

- ②国費外国人留学生制度による支援又は本国から奨学金等の支援を受けている外国人留学生
- ③国、民間団体等から奨学金を受けており、国等により、当該奨学金等以外の資金を受けることが認められていない者
- ④本学や企業等から、又は自らが起業して、年間 240 万円以上の給与又は報酬等の安定的な収入を得ている者
- ⑤休学者、長期履修制度の適用者

注1：本プロジェクト申請後又は合格後の在学中に、申請資格を満たさなくなった場合は、本プロジェクトを辞退していただきます。

注2：安定的な収入には、いわゆるアルバイト収入（典型的には RA や TA の業務によるもの等）は含まれません。ただし、併給可能な給付型奨学金は安定的な収入として扱います。

6. 申請方法

- (1)申請期間：令和 7（2025）年 11 月 5 日（水）～11 月 19 日（水）正午 必着
- (2)申請方法：申請者は、以下の方法で申請してください。

申請者

申請者は、下記 URL にアクセスの上、必要事項を入力するとともに、所定のフォーマット（様式 1 及び様式 2）に従って申請書を作成し、これを PDF に変換したものをあわせて提出してください。

【申請書提出用 URL】

<https://forms.gle/SEsWN7rbNkakDJBh8>



様式は下記よりダウンロードしたものを用い、ファイル名を、「様式 1 申請書_学府名_申請者氏名.pdf」及び「様式 2 申請書_学府名_申請者氏名.pdf」としたものを提出してください。（学府名は、進学予定の学府を記入すること。また、国際社会科学府→国社、理工学府→理工、環境情報学府→環境、都市イノベーション学府→都市とすること。）

【書式 URL】

申請書：

https://drive.google.com/drive/folders/17f5qAZ_iVDoqoIv7X1NAuQiHBObRzvXB?usp=sharing



7. 選抜方法・選抜スケジュール・選抜の観点

(1) 選抜方法

選抜は、第1次選抜と第1次選抜通過者を対象とした第2次選抜の二段階により行います。第1次選抜は、提出された書類を科研費の大区分でグループに分け、その分野を専門としながら幅広い学識を有する本学の教員により、専門的な研究内容と申請者の広い意味での研究者としての将来性の観点から書面にて審査を行います。第2次選抜は、申請者のサステナブルイノベーションとインクルーシブ・リーダーシップに対する考え方や、学術・社会を牽引するイノベーション創発人材としての将来性の観点から、面接にて審査を行います。

(2) 選抜スケジュール

- ①申請受付 : 11月5日(水)～11月19日(水) 正午
- ②第1次選抜(書面審査)の結果通知 : 12月8日(月)までに通知
- ③第2次選抜(面接審査)の実施 : 12月9日(火)
- ④選抜結果の通知 : 12月25日(木)までに本人に通知します。
併せて、YNU-SPRING 学生に選抜された学生の氏名及び所属を本学ウェブサイトに掲載します。

(3) 面接審査

面接審査は、1人当たり15分間(プレゼンテーション6分、質疑応答9分)で実施します。その際のプレゼンテーション資料をあらかじめ準備してください。

なお、面接審査では、特に以下の観点を中心に評価します。

- ①想定するキャリア像
- ②研究内容1(研究概要および研究成果から得られるイノベーション像)
- ③研究内容2(研究内容のオリジナリティおよび独創的な点)
- ④研究内容3(これまでの研究実績)
- ⑤YNU-SPRING 学生へ応募した志望動機
- ⑥現状で希望するアドバンスプログラム

(4) 選抜の観点

- ①申請書において、自身の博士論文研究における課題設定に至る背景と研究目的が、専門外の研究者にもわかるように示されており、かつ、その着想が優れていること。また、研究の方法にオリジナリティがあり、自身の研究課題の今後の展望が示されていること。
- ②学術の将来を担う優れた研究者となることが十分に期待できること。
- ③本プロジェクトへの志望動機、アドバンスプログラムにおける構想と計画、修了後のキャリアプランと我が国の科学技術・イノベーションへの関わりが明確であること。

8. 研究奨励費及び研究費の支給方法

(1) 研究奨励費

原則月末までに、本人の口座に振り込まれます。

なお、当所得は、雑所得として所得税や住民税の課税対象になります。各自で社会保険や確定申告等の手続きを行う必要があります。また、健康保険や扶養手当等、扶養義務者（親等）による扶養扱いになっている場合は、必ず扶養義務者（親等）に連絡し、扶養義務者の職場等の担当者に問い合わせるようにしてください。なお、税法上の扱いや確定申告については、居住地の税務署にお問い合わせください。

(2) 研究費

研究費は本学の規則に沿って取り扱われます。自らの研究を適確に遂行するために、計画的かつ主体的に研究費を管理して執行してください。

(3) 留意点

博士課程後期で日本学生支援機構（JASSO）の第一種奨学生として採用された者が YNU-SPRING 学生として認定された場合は、「特に優れた業績による奨学金返還免除制度」における返還免除認定の対象外となります。

9. YNU-SPRING 学生の義務

- (1) 申請書に記載の研究計画に従い、研究に従事し自身の研究の深化に務めなければならない。
- (2) YNU-SPRING 副専攻プログラム（詳細は別紙を参照）を修了しなければならない。
- (3) 本学が指定する研究倫理講習を受講し、公正な研究活動を遂行しなければならない。
- (4) 得られた研究成果は、本学の規則に従い、知的財産権の保全に努めなければならない。
- (5) 日本学術振興会特別研究員 DC2 の申請資格を有する者は、同特別研究員に申請しなければならない。
- (6) ジョブ型研究インターンシップ事業のマッチング専用システムへ登録すること。
- (7) 本プロジェクト終了後の 10 年間は、本学や JST が行う就職状況や研究成果等についての追跡調査に協力すること。

10. 支援の停止・取消

(1) YNU-SPRING 学生が、以下のいずれかに該当した場合は、支援を停止し、又は認定を取消すこととし、研究奨励費の支給及び研究費の執行を停止します。

- ① 修了若しくは退学し、又は除籍になった場合
- ② 申請資格を満たさなくなった場合
- ③ 「YNU-SPRING 学生の義務」の履行状況が不十分と認められる場合
- ④ 懲戒処分を受けた場合
- ⑤ 本人から辞退の申し出があった場合
- ⑥ 標準修業年限を超過した場合
- ⑦ 休学した場合
- ⑧ その他学長又は博士課程後期学生支援本部が停止又は取消すべき事由があると判断した場合

- (2) 支援の停止又は認定が取消された研究奨励費が既に振り込まれていた場合は、当該研究奨励費の返還を請求します。
- (3) 研究奨励費の支給を停止した者について、支給停止事由が消滅し、支給を再開することが適切であると認められた場合には、支給を再開することがあります。(研究費の執行を停止した場合においても同様とします。)

11. 個人情報の取り扱い

- (1) YNU-SPRING 学生の氏名及び所属は、透明性確保の観点から、本学ウェブサイトに掲載します。
- (2) 申請時に提出された個人情報、選考に用いた評価等の個人情報及び YNU-SPRING 学生の活動に係る評価等の個人情報は、選考・評価等の業務及びその他本プロジェクトに関する業務（博士課程後期修了後の追跡調査を含む。）を行うために利用します。

12. 問い合わせ先

横浜国立大学学務・国際戦略部教育企画課教育推進係／MAIL：ynu-spring@ynu.ac.jp